

# 2025年度 事業計画

# 事業の概要と目的

一般財団法人 海技振興センター

## 事業運営のスタンス

国の政策との連携

海運界ニーズへの適確な対応

### I 水先人の養成及び確保のための事業 (水先人養成支援)

#### <事業の概要>

1. 水先修業生に対する支援
2. 養成施設等に対する支援
3. 水先人養成事業の評価
4. PR活動・支援対象者の募集
5. 養成支援対象者の選考
6. 委員会の運営等

### II 海技の振興に関する調査研究事業 (船員制度等) ※ 公益目的支出計画対象事業

#### <事業の概要>

1. IMO等国際動向等に関する調査研究
2. 航行安全確保・船員の知識技能の向上に関する調査研究
3. 水先に関する調査研究
4. 研究成果等の周知・公表

### III 水先業務用施設の整備 その他水先業務の改善に関する事業 (施設整備・不動産貸付)

#### <事業の概要>

1. 水先業務用施設（事務所・水先艇等）の整備資金の貸付
2. 水先人の開業資金の貸付
3. 進級水先人養成費用の貸付
4. 事務所の貸付

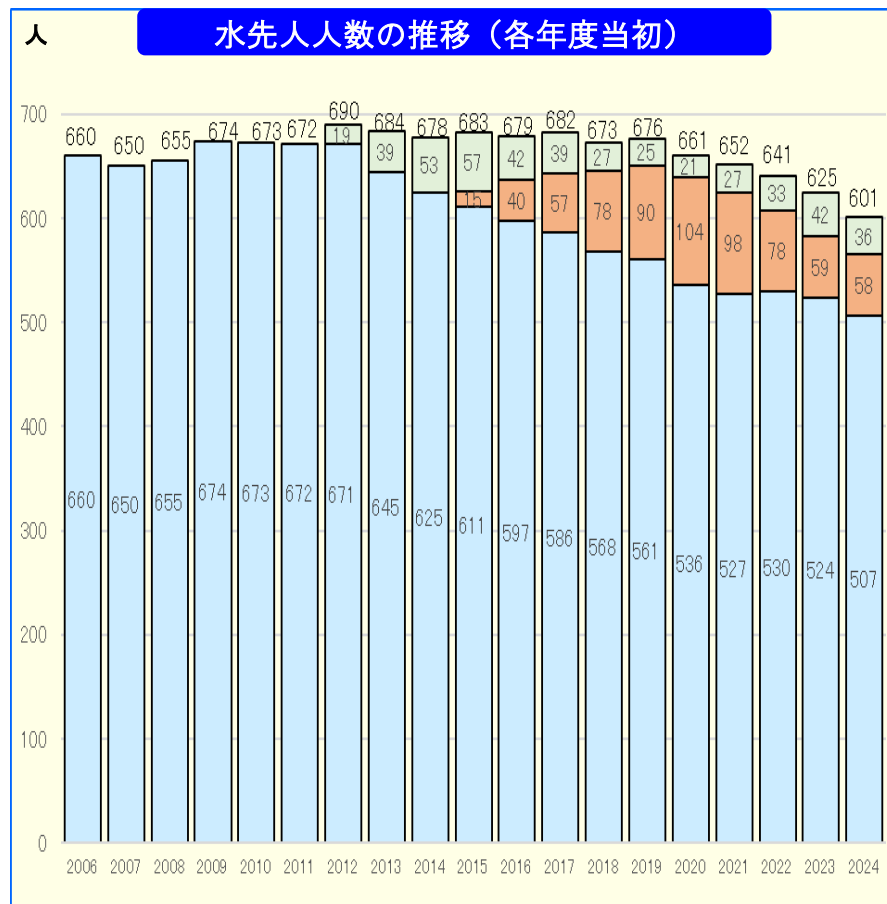
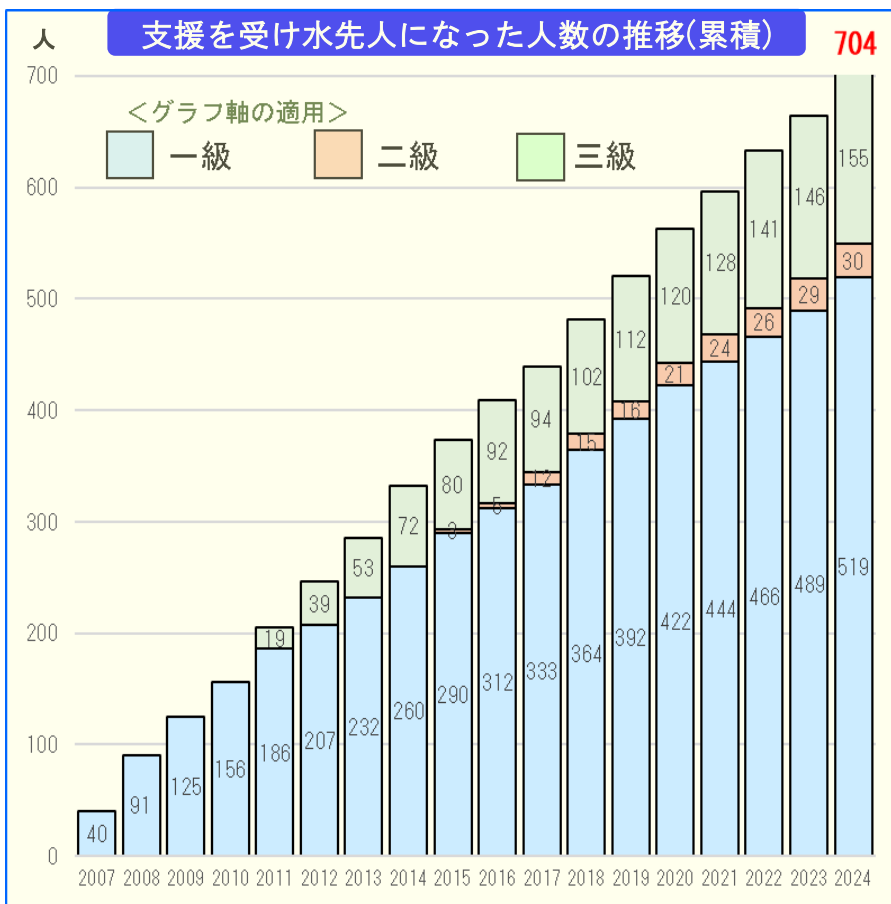
**目的**：船舶交通の安全確保、運航能率の増進、海洋環境の保全を図る。

→ 海運の発展に寄与し、海洋国家日本の繁栄に貢献

# 支援を受けて水先人となった者の推移 (水先人の養成・確保のための事業)

一般財団法人 海技振興センター

- 持続的で高質な水先サービスの確保に資するため、水先修業生（支援対象者）に対し、2007年から総合的な養成支援を実施。
- 養成支援を受けて水先人となった者（累積）は、2024年度末までに704人に達し、水先サービス提供体制の維持に寄与。
- 2025年度も「水先人養成に関する総合事業検討委員会」に諮りつつ、本事業を適確に実施する。



年度

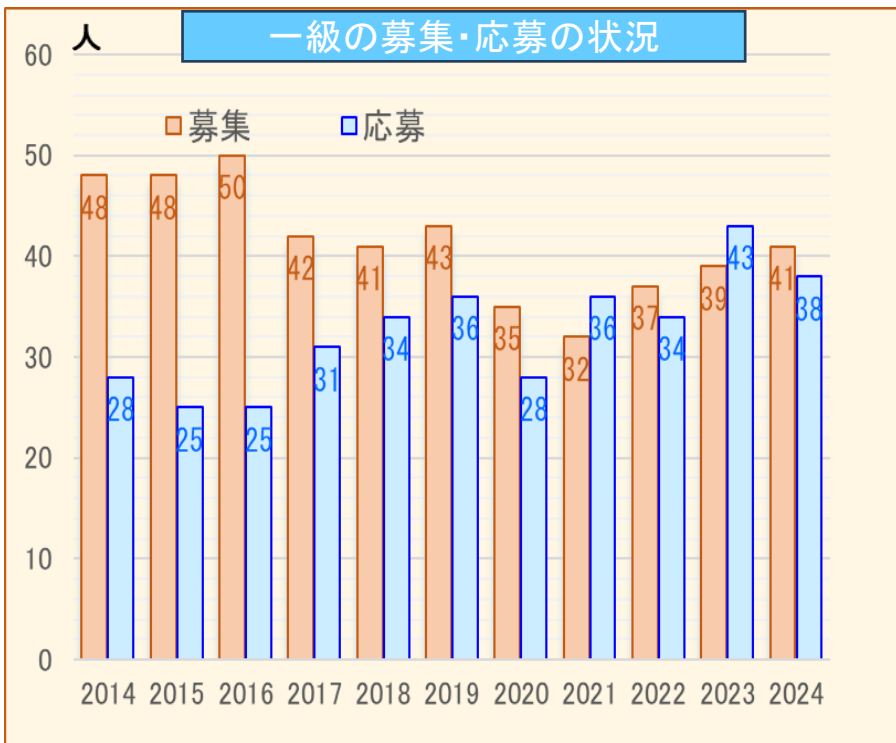
年度

※各年度当初の人数

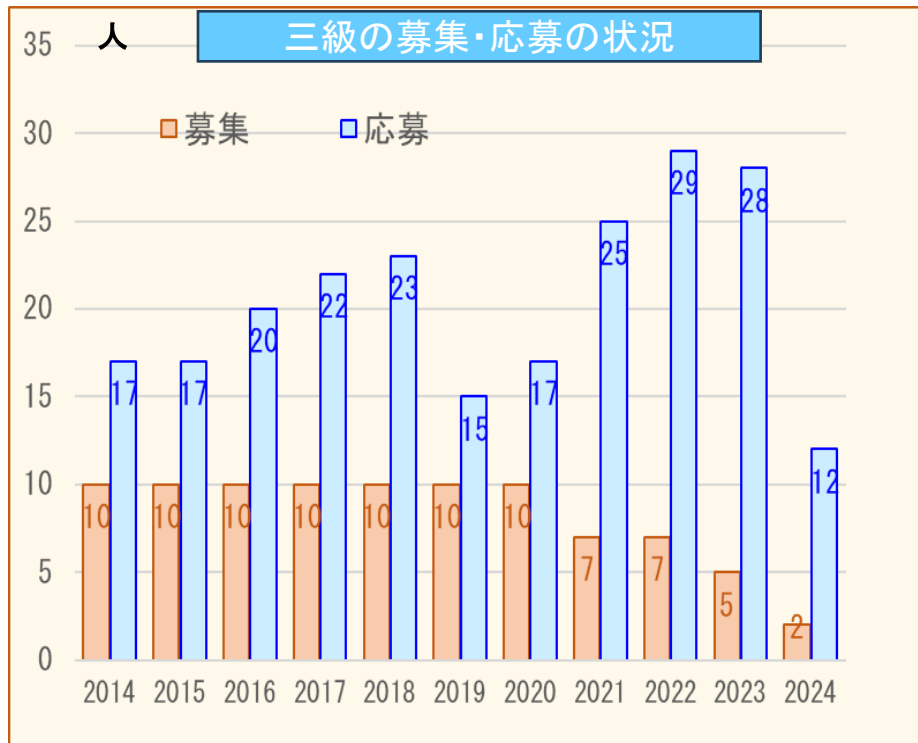
# 水先修業生の募集・応募の状況 (水先人の養成・確保のための事業)

一般財団法人 海技振興センター

- 高質な水先サービス提供体制を持続的に確保するためには、より多くの志望者を募り、その中から高質で優秀な者を選考する必要がある。このため、水先・養成支援に関する周知・募集活動を実施。
- 応募者の状況については、一級・三級ともに、近年は概ね増加傾向となっている。  
※ 募集数・応募数ともに僅少である二級は、ここでは省略。
- 引き続き、2025年度も適確な周知・募集活動に取り組む。



年度	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
選考数	28	24	24	31	33	30	21	23	23	33	32



年度	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
選考数	6	11	9	10	10	10	10	7	6	5	1

## 養成の内容・流れ

### 商船乗船訓練



※ 修業生を海技振興Cが雇用し、外航企業に出向して、航海士として乗船させ素養を習得

### 座学



※ 水先教育Cにて、水先人に必要な知識等を習得

### 操船シミュレータ訓練



※ 水先教育Cにて、水先人に必要な技能等を習得

### 水先実務等訓練



※ 各水先区にて、実際の船舶に水先人と同乗し、必要な知識技能等を習得(シミュレータも活用)

修了 / 水先人

※ 赤枠の商船乗船訓練は、三級水先人養成のみ実施。

## 養成の期間

区分	一級	二級	三級	
			航海士経験者	新卒者等
商船乗船訓練	—	—	—	24ヵ月
座学	3ヵ月	5ヵ月	6ヵ月	
操船シミュレータ訓練	2ヵ月	3ヵ月	5ヵ月	
水先実務等訓練	4ヵ月	7ヵ月	10ヵ月	
計	9ヵ月	1年3ヵ月	1年9ヵ月	3年9ヵ月

※ 上記期間は、最低限の期間であり、修業生個人の習得状況等によりその期間を超える場合がある。

水先教育センターのある海技大学校



## 水先修業生に対する支援の内容

水先修業生に対し、養成中、次の支援を行う。

- ◇養成手当 (月額: 五大区25万円、中小区40万円)
- ◇訓練旅費 (実費)
- ◇教材・救命衣等 (一括購入し頒布)
- ◇傷害保険 (一括契約付保)
- ◇修業船員給与 (月額: 乗船中40万円、下船中25万円) 等



## 2025年度の水先修業生(支援対象者)の状況

※ 下記の外、複数免許取得対象にも支援する。

等級	期別	人数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
一級	19期	32	(入学)	← (修了) →										
	12期	2	(前年度より)	→ (修了)										
二級	13期	2									(入学)			(次年度へ)
	14期(新) 16期(航)	2 5	(前年度より)	→ (修了)										
三級	15期(新) 17期(航)	1 5	(前年度より)	→ (次年度へ)										
	18期(航)	1						(入学)	→ (次年度へ)					
	16期(新)	1	(前年度より)	→ 商船訓練					→ (次年度へ)					
	17期(新)	0	(前年度より)	- - - 商船訓練 - - - → (次年度へ)										
	18期(新)	0						(入学)	- - - 商船訓練 - - - → (次年度へ)					

- 水先人養成施設である海技大学校の水先教育センターに対し、引き続き、水先人等の講師、操船シミュレータ（ハード・ソフト）、その他の水先人養成の実施運営に必要な費用等を支援する。
- また、五大水先人会に設置し、無償貸与しているシミュレータ装置（個別教育用）について、養成訓練に支障を及ぼさないよう2025年度中に更新を行う。（2024年度に発注済）
- 他、水先教育センターの要請を受けて、各シミュレータ訓練に使用する港湾・本船等の映像ソフト等の更新、シミュレータ訓練棟の修繕、水先人養成のDX化の運営、その他の必要な支援を行う。

## 【水先人養成用シミュレータの概要】

### 海技大学校 水先教育センター設置

#### 360度 大型シミュレータ (1台)



#### マルチシミュレータ (4台)



※ 上記5台のシミュレータを連結し、5人（5隻）が同一海域において、見合船・横切船等の関係をリアルに再現でき、効率的・効果的に訓練を実施

### 五大水先人会設置

#### 小型シミュレータ (計 5台)

五大水先人会シミュレータ装置 (例)



※ 水先人養成カリキュラムの一環である水先実務等訓練の前後に、シミュレータ訓練を行い、予習・復習と反復的な訓練等のために利用

※ 五大水先人会  
：東京湾、伊勢三河湾、大阪湾、内海、関門の水先人会

- 引き続き、国・独法(JMETS)・当センターの三者間で緊密・有機的な連携体制を確保しつつ、IMO等国際関係の事業を実施する。

※ 三者 = 各々が制度・教育訓練・海技の専門家である識者

- 来年度IMOでは、次の議論が行われるため、国・船主側等と緊密に連携しつつ、当センター設置の委員会において、わが国対処方針等を検討する。

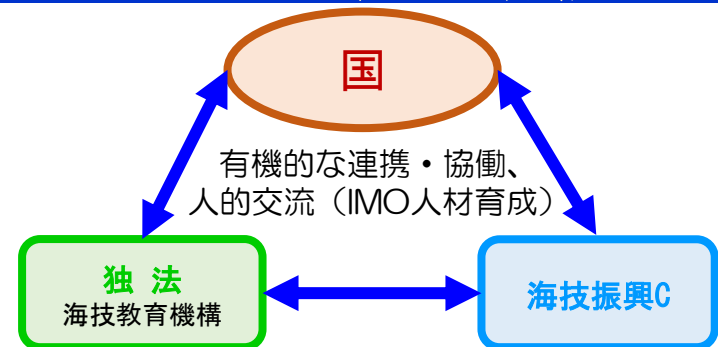
その上で、当センターも政府団としてIMO会議に出席し、諸外国との連携構築・わが国方針の成案化等に向けて取り組む。

1. 自動運航船の船員及び陸上遠隔操縦者に必要な知識・訓練要件を含む国際コード策定の議論

2. 代替燃料船に乗り組む船員の能力要件の議論

3. デジタル化や技術の進展に対応した船員の教育訓練のあり方、シミュレータを含む学習技術の高度化を踏まえた乗船実習の柔軟化等に関するSTCW条約の包括的見直し

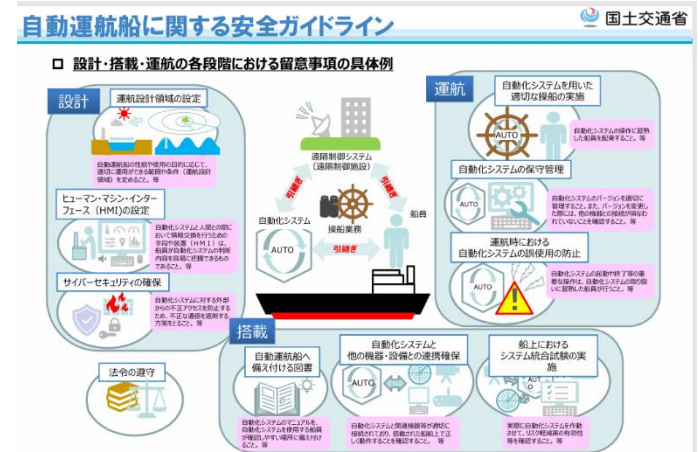
- 特に、論点が多岐にわたるSTCW条約の包括的見直しについて、国との調整のうえ、船員関係の調査研究各事業と密接に連携させつつ、IMO会議におけるわが国方針の実現に努める。



2025.2 IMO HTW11における当センターによるハラスメント防止動画のプレゼンテーション状況



自動運航船に関する安全ガイドラインの国内検討状況 (国土交通省資料)





国の政策との連携・船主側ニーズを踏まえ、次の調査研究を実施する。

## 1. 自動運航船の運航従事者に係わる能力要件の検討

IMOでは、自動運航船における船員及び陸上遠隔操縦者に必要となる知識・訓練要件やSTCW条約との関連を含め、ハード・ソフト両面の安全に関する非強制国際コード策定に向けた審議が進捗しており、2032年1月に強制的コードの発効を目標としている。

このため、わが国が国際議論をリードするべく、国内の有識者・関係者による戦略的検討会を引き続き当センターに設置し、国と緊密に連携して技術的・具体的な知識・訓練要件等の検討を他国に先行して進める。

## 2. 代替燃料船に乗組む船員の訓練・能力要件の検討

国においては、アンモニア燃料船について2026年、水素燃料船について2027年の実証運航を予定している。また、IMOでは、代替燃料船に乗り組む船員の能力要件の検討が開始されたことから、IMOで検討されている代替燃料船の安全ガイドラインを踏まえつつ、必要と考えられる訓練・能力要件を検討したところ、わが国が議論をリードできるようさらに検討を進めていく。

## 3. STCW条約の包括見直しに対応した海技者の知識訓練要件の検討

IMOにおけるSTCW条約の包括見直しの作業については、船舶運航に係る技術の進展に対応した能力基準、シミュレータを含む乗船実習の柔軟化、ハラスメント防止対策の強化など、24の多岐に及ぶ見直しの範囲が決定されており、まず条約の第2章(船長及び甲板部)及び第3章(機関部)の改正案の検討が開始されるため、わが国海運界への影響等を精査のうえ、IMOでの議論をリードするための対応案を策定する検討部会を当センターに新たに設置し、国内での検討を進めるとともに、関連教材を作成する。

## 4. 調査研究事業の最新の成果等について、広く関係者等に周知し、その活用等に資するため、海技振興フォーラムを開催する。

## 自動運航船の実用化に向けた取組(国土交通省資料)



## アンモニア燃料船 (イメージ)



## 操船シミュレータ (イメージ)



水先人の免許制度、水先人養成等のあり方、中小規模水先区対策等、水先を巡る諸課題に対応するべく以下の検討体制を確保するとともに、その他関連事項について検討を進める。

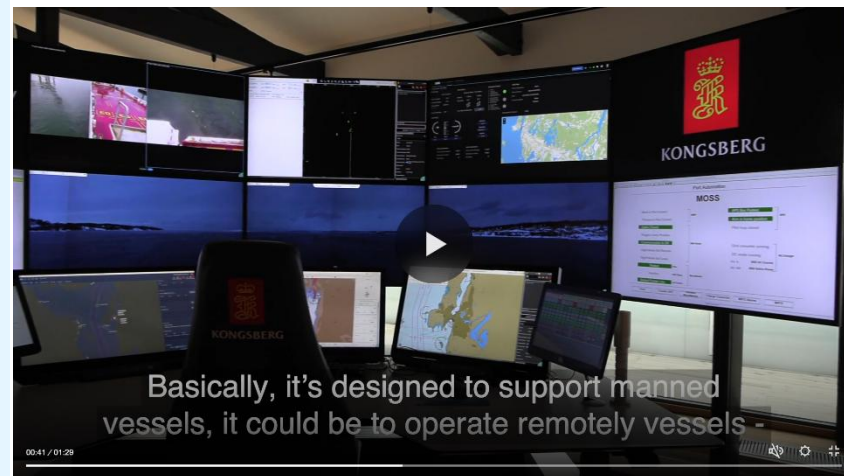
具体的には、

1. 国との共同事務局により、水先側・船主側等で構成する「水先人の人材確保・育成等に関する検討会」の運営。
  - (1) 本検討会の第四次とりまとめ（2023.2.17）に基づき、当該とりまとめ内容のフォローアップの実施。
  - (2) その他、本検討会の議論を踏まえつつ、国や関係者の要請を受けて、機動的に対処すべき課題が生じた場合には、所要の調査検討を実施。

2. 国際パイロット協会（IMPA）における遠隔水先の検討、ノルウェーでの遠隔操縦による無人運航実験、IMOでのMASSコードの策定といった国際的動向を踏まえ、在来船及び自動運航船における遠隔水先による水先業務のあり方等について調査を行う。

## 遠隔水先に関連する国際的動向

### ノルウェー遠隔操縦センター

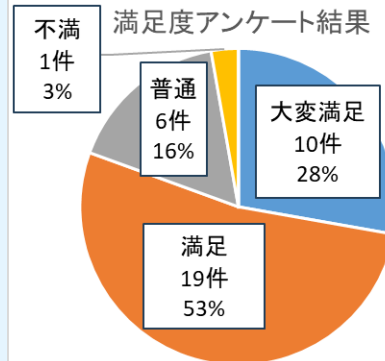


国際パイロット協会（IMPA）遠隔水先検討イメージ

- 調査研究事業の成果等を海運界等広く周知するため、2015年度から「海技振興フォーラム」を開催している。
- 同フォーラムは、過去10回ともに参加者の満足度も高く、  
次回の開催ニーズも高い状況にある。
- 2025年度も海技振興フォーラムを開催し、当センターの調査研究事業の成果・国の関係政策等について、実務者等に対し、積極的に周知・公表を行う。



2024年度(第10回)フォーラム  
満足度アンケート結果



- また、当センターホームページのマリタイムフォーラムで、過去の調査研究事業の成果等をデータベース化し、幅広く周知・公表を行う。



ニュース・お知らせ | マリタイム教育・研修資料 | IMOモデルコース資料 | 船運団体のリンク集 | ご意見・情報提供

広範な海技情報を「蓄積」「連携」「活用」する  
データベースとポータルサイト

近年、船政資料に関する発信量の多様化や発信関係の複雑化が進んでいます。  
船政資料の蓄積・連携・活用を促進するため、インターネットを利用し船政資料の蓄積・連携を図ることが本サイトの目的です。  
国内外の船政に貢献・発展に資する船政資料の蓄積・連携を促進し、公認法人を中心にネットワークを構築し、  
過去の船政資料を蓄積・連携・活用を可能にするとともに、最新の船政情報を提供していきます。

What's New

2015/02/05 海技振興フォーラムを開催しました。

2015/04/29 マリタイムフォーラムをリニューアルしました。

英語はこちら

マリタイム教育・研修資料

## 水先業務用施設の整備その他水先業務の改善に関する事業

- 水先業務の安定的かつ確実な実施に資するため、水先業務用施設の整備等に必要な資金の貸付けを実施
- 貸金業法等に則り、事業の適確な運営を図りつつ、以下の場合において機動的に資金を貸付
  - ・ 水先業務用施設（事務所、水先艇、業務システム 等）の整備資金
  - ・ 新規水先人の開業資金
  - ・ 進級免許を取得する場合の養成受講資金
  - ・ 産前産後休業・育児休業のための資金

## その他

- 基本財産について、公認会計士による月例監査を受ける等その適正な管理を行う。
- 事業運営等について、コンプライアンスの徹底を図り事務の効率化を進めるなど不断の改善を図る。

# 一般財団法人海技振興センター

## 2025 年度事業計画

海運は、我が国貿易量の 99.6% (2022: トン数ベース) を担い、また国内輸送の約 40% (2021: トンキロベース) を担う等、我が国の経済や国民生活の維持・発展を図る上で必要不可欠な基幹産業である。

一般財団法人海技振興センターは、こうした海運による安全・効率的な海上輸送を支える海技者に関する「水先人の養成及び確保のための事業」や「海技の振興に関する調査研究事業」等の実施を通じて、船舶交通の安全確保、船舶の運航能率の増進及び海洋環境の保全を図るとともに、これにより海運に貢献し、我が国の経済や国民活動の繁栄に寄与している。

水先人の養成及び確保のための事業は、高質な水先サービスが持続的に提供されるよう 2007 年度から開始し、これまでに養成支援を受けて新たに水先人となった人数は計 704 人に達した。

2025 年度は、引き続き水先人養成に関する総合事業検討委員会（以下「総合事業検討委員会」と略称）において関係者の意見を聴きつつ、適切かつ着実に事業運営を行うとともに、水先人の認知度を高めより資質の高い水先人志望者の拡大を図るために強力な募集・PR 活動等に取り組む。

海技の振興に関する調査研究事業は、内閣府の認可を受けた公益目的支出計画の対象事業として、IMO 等国際動向への対応や海技関係の調査研究を実施している。

2025 年度の IMO 等国際動向への対応は、引き続き国や関係者と連携を図りつつ、①自動運航船の船員及び陸上遠隔操縦者に必要な知識・訓練要件を含む国際コード策定の検討、②国際海運の GHG ゼロ排出に向けた代替燃料船に乗船する船員の能力要件に関するガイドライン策定の議論、③デジタル化や技術の進展等に対応した STCW 条約の包括的見直しの議論など、IMO 等の議論において我が国がその議論をリードできるよう、戦略的に対応する。

特に、論点が多岐にわたる STCW 条約の包括的見直しについて、国との調整のうえ、海技関係の調査研究各事業と密接に連携させつつ、IMO 会議におけるわが国方針の実現に努める。

海技関係の調査研究は、国の要請や各海運会社等における最新の課題を把握した上で、IMO での議論へのわが国対処方針の策定等のため、自動運航船の船員・陸上遠隔操縦者や代替燃料船の船員の知識・訓練要件、STCW 条約の包括見直しの作業等に関する国内の検討を引き続き進める。

また、国との共同事務局により運営する水先人の人材確保・育成等に関する検討会（以下「人材確保育成等検討会」と略称）において、諸課題の解決に向けて検討を進めることとする。

更には、調査研究の成果や国の関係政策を関係者に周知等することを目的として、第 11 回目の海技振興フォーラムを引き続き開催する。

以上を踏まえつつ、本センターは、国や関係者と連携等を図りつつ、以下のとおり 2025 年度の実業を実施することとする。

### I 水先人の養成及び確保のための事業

水先は、安全かつ効率的で安定的な海上輸送を確保する上で不可欠なサービスであり、海上輸送に依存する我が国にとって、質の高い水先サービスの安定提供がなされるよう、引き続き本事業を適確に実施する。

#### 1. 水先修業生に対する支援

##### (1) 水先修業生に対する支援

水先修業生が養成訓練に集中して、効果的で効率的に知識・技能を習得できる環境を確保すること等のため、水先修業生に対する支援を行っている。

引き続き、新たに水先人を目指す水先修業生に対し、養成手当、養成訓練上必要な旅費やテキスト等の教材、救命胴衣等を支給するとともに、修業中の傷害保険を付保する。また、養成訓練の遂行のために PCR 検査等を受検する場合には、その検査費用を支援する。

また、人材確保育成等検討会の第一次とりまとめを受けて、2016 年度から複数免許取得者への養成支援及び中小規模水先区水先修業生への拡充支援を実施しているが、これまで 106 件の複数免許が取得された。こうした中、全国 29 全ての中小規模水先区への派遣支援体制が整備されたが、更に水先区同士の相互援護体制の構築に向けて、引き続き、複数免許取得者の養成を支援する。

また、近年の中小規模水先区の水先修業生への応募者については増加傾向にあり (2015: 5 人、2016: 8 人、2017: 10 人、2018: 8 人、2019: 8 人、2020: 10 人、2021: 11 人、2022: 12 人、2023: 11 人、2024 年度 9 人)、2025 年度も引き続きこれらの支援を行い中小水先区対策に貢献する。

## （２）商船乗船実習を受ける水先修業生に対する支援

商船乗船実習は、新卒者等の水先修業生に水先人の素養として必須である船員の常務等を習得させるため、2014年度から外航海運会社の協力を得て、外航商船に航海士等として乗船させている。

本センターでは、こうした水先修業生を航海士等として乗船させるため、当該水先修業生を船員として、これまで計30人雇用している（2014：4人、2015：3人、2016：4人、2017：2人、2018：6人、2019：4人、2020：3人、2021：2人、2022：1人、2023：1人。なお、30人のうち29人は既にこの実習を終えている。）。

2025年度は、引き続き、出向先の外航海運会社と緊密に連携し、既雇用の1人（2023年度）に対し、給与等の支給や出向中のフォロー・ケア等を実施する（なお、2025年度に新規雇用する修業船員は無し。）。

また、商船乗船実習が円滑で適確に実施されるよう、関係海運会社や水先教育センター等関係者による商船乗船実習に関する意見交換会を開催しつつ、水先修業生が安心して効果的な実習を受けることができるよう所要の改善を講じる。

## 2. 水先人養成施設等に対する支援

登録水先人養成施設である海技大学校水先教育センターにおいて、水先人養成が適確かつ円滑に実施されるよう、引き続き、同養成施設に対し、その水先人等の講師、操船シミュレータ（ハード・ソフト）やオペレーター、その他の水先教育センターにおける水先人養成の実施運営に必要な費用等を支援するとともに、操船シミュレータ訓練棟の修繕、水先人養成のデジタル化等、より効果的で着実な養成訓練をするための養成教育の運営に必要な支援を行う。

また、五大水先区の水先人会に対し、水先人養成に必要な設備である操船シミュレータ（ハード・ソフト）について、引き続き無償貸与を行う。

加えて、五大水先区の操船シミュレータについては、養成訓練に支障を及ぼさないよう2025年度に機器の更新を行う。なお、当該更新のための発注は2024年度に措置済である。

その他、水先人養成の一環として各水先区で実施される水先実務修習や水先関連事業実習の実施に必要となる支援を行う。

## 3. 水先人養成事業の評価

水先人養成は、水先人として必要な知識・技能を習得させるものであり、養成がこうした目的に則して適確な内容及び方法等の改善が漸次図られつつ実施されることが必要であるため、引き続き、支援を受ける登録水先人養成施設の自主評価の報告を受けて、本センターの評価会議において水先人養成事業の評価を実施する。

## 4. 水先人養成支援に関する周知活動及び支援対象者の募集

高質な水先サービスの提供が持続的に確保されるためには、海運や水先人という職業の重要性等を幅広く一般に認知させることが重要であり、その上で、多くの水先人志望者を募りつつその中から、より意欲と資質の高い者を確保することが必要である。

このため、引き続き、訴求するターゲット（親・学生等）を念頭に置きつつ、より高い訴求力・幅広い影響力を及ぼすような手法を活用する等により、水先人・養成支援に関する周知活動を強力に取り組む。

具体的には、より訴求力が高くわかりやすい内容のポスター・パンフレット・動画等を作成するとともに、インターネットや動画サイトも活用して取り組む。更には、海の日イベント等においても、水先人・養成支援等について幅広い層にPRすること等を行う。

養成支援対象者の募集については、募集案内等について、よりわかりやすく適切な内容となるよう関係者と協議した上で作成し、WEBによる開催も活用しつつ、水先現場の見学会を実施する。

その他、ホームページの改善・充実を図るとともに、多様な機会・手段を通じて水先人・養成支援に関する周知活動等を実施する。

## 5. 水先人養成支援対象者の選考

水先人養成支援対象者の選考は、客観的・公平中立的に行いつつ資質と意欲の高い者を選考することが必要であるため、引き続き、総合事業検討委員会で決定された選考基準・ルール等に基づき筆記試験・面接等を行い、同委員会に設ける選考に関する専門会議において総合的に評価した上で、水先人養成支援対象者を決定する。

選考時の面接にあたっては、専門コンサルタント会社の知見を活用した面接員研修（面接員研修動画の視聴を含む。）等を事前に実施し、面接評価の一層の客観性・公正中立性を確保する。

また、2021年度に設置した選考試験に関する専門会議において、より資質等を見極められる手法の導入等、適切で効果的な募集・選考に改善するための検討を進める。

## 6. 委員会の運営等

水先人の養成及び確保のための事業については、引き続き、総合事業検討委員会を適時開催し、関係者の意見等を聞きながら事業を実施する。

また、養成支援対象者の選考の際には選考に関する専門会議を開催するとともに、養成手当の返還等の際には養成手当返還等審査会（総合事業検討委員会の下に設置）を適時開催する。

## II 海技の振興に関する調査研究事業

船舶航行の一層の安全を図るためには、現場で担う海技者の運航技術の向上等を図るとともに地位・魅力の向上等の海技の振興を図ることが重要であり、これにより国の政策を支えるとともに海運界に貢献することとなる。

2025 年度も、こうした考えに立脚して、以下の事業を適確に実施する。

### 1. 海技関係の IMO 等国際動向の情報収集及び連絡調整に関する調査研究

2025 年度の IMO では、①自動運航船の船員及び陸上遠隔操縦者に必要な知識・訓練要件を含む国際コード策定や STCW 条約の改正事項の検討に向けた議論、②国際海運の GHG ゼロ排出に向けた代替燃料船に乗船する船員の能力要件に関するガイドライン策定の議論、③デジタル化や技術の進展等に対応した STCW 条約の包括的見直しの議論などが進められるが、その動向次第では我が国海運会社に多大な影響が生じるおそれがある。

このため、引き続き国・関係者と緊密に連携し、これら①から③に関する各国の意見・提案等の国際動向を把握して国内関係者に情報提供するとともに、当センターに設置する HTW 調査検討専門委員会において国内意見を集約して対処方針をとりまとめ、IMO において、これまで構築してきた国際人脈も活用しつつ各国スタンス等の情報を収集し共通利害国と連携する等により、主体的に議論に参画し、我が国に有益な方向へ議論を進められるよう取り組んで行く。

### 2. 船舶航行の安全確保及び船員の知識技能の向上に関する調査研究

IMO では、自動運航船における船員及び陸上遠隔操縦者に必要となる知識・訓練要件や STCW 条約との関連を含め、ハード・ソフト両面の安全に関する国際的コード策定に向けた作業が進捗しており、2032 年 1 月に強制的コードの発効を目標としている中で、わが国がその国際議論をリードするべく、国の要請を受けて国内の有識者・関係者による戦略的検討会を引き続き当センターに設置し、国と緊密に連携して技術的・具体的な知識・訓練要件等の検討を進める。

また、IMO では、国際海運の GHG ゼロ排出に向けた代替燃料船に乗船する船員の能力要件に関するガイドライン策定の議論が進捗しており、わが国がその国際議論をリードするべく、国内の有識者・関係者による戦略的検討会を引き続き当センターに設置し、国内の開発動向や海運会社にとって合理的な訓練要件のあり方を踏まえた船員の知識・訓練要件等の内容の検討を進める。

さらに、2025 年 2 月に開催された IMO HTW 11 において、現行規定上と運用上の乖離（ギャップ）の特定作業が最終化され、具体的な改正作業が開始されることとなったことから、わが国が STCW 条約及びコードの包括的見直しに関する議論を主導するべく STCW 条約およびコードの改正に関する戦略的検討会を新たに当センターに設置し、国際議論に貢献することを目指す。

### 3. 水先（船舶交通の安全等）に関する調査研究

持続的で高質な水先サービスの提供の確保等に向けて、水先を巡る諸課題に集中的に検討するため、国との共同事務局により 2015 年度から人材確保育成等検討会を運営し、これまで四度のとりまとめ（第一次：2016.3、第二次：2017.9、第三次：2020.5、第四次：2023.2）がなされている。

2025 年度は、引き続き人材確保育成等検討会を適確に運営しつつ、諸課題の解決に向けて調査検討を進めるとともに、国際パイロット協会（IMPA）における遠隔水先の検討、ノルウェーでの遠隔操縦による無人運航実験、IMO での MASS コードの策定といった国際的動向を踏まえ、在来船及び自動運航船における遠隔水先による水先業務のあり方等について調査を行う。

### 4. 調査研究成果等の周知・公表（海技振興フォーラム等）

調査研究事業の成果等については、海運界をはじめ広く周知し活用されることが肝要であるため、実務・実践的な事項を主な内容とする海技振興フォーラムを 2015 年度から毎年開催しており、これまで 10 回のフォーラムともに参加者の満足度や次回開催ニーズについて高い状況（参加者アンケート結果）となっている。

このため、2025 年度においても海技振興フォーラムを開催し、当センターの調査研究事業の成果や国の関係政策等について積極的に周知・公表する。

また、過去の調査研究成果等をデータベース化し、ホームページ（マリタイムフォーラム）において幅広く周知・公表を行う。

## III 水先業務用施設の整備その他水先業務の改善に関する事業

水先サービスの安定的かつ確実な実施をサポートするため、水先人会等の水先業務用施設（事務所、水先艇等）の整備、新規水先人の開業等に必要となる資金について、貸金業法の登録を受けて当該資金の貸付けを行っている。

引き続き 2025 年度において、貸金業法及び水先業務施設整備等基金制度運用規則等に則り事業の適確な運用を図りつつ、水先サービスの着実な履行を支えるため、水先業務用施設の整備に必要な資金を貸付けるとともに、新たに水先人になった者が着実に開業できるようにするための資金の貸付け、登録水先人養成施設における進級課程を受講するために必要となる資金の貸付け及び産前産後休業・育児休業をするために必要な資金の貸付けを行う。

#### IV その他

引き続き 2025 年度においても、本センターの基本財産について公認会計士による月例監査を受ける等その適正な管理を行う。

また、事業運営等についてコンプライアンスの徹底を図りつつ、事務の効率化を進めるなど不断の改善を図る。